

山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

山形市環境部環境課

## 1 目的

山形市（以下「市」という。）は、2020年10月にゼロカーボンシティへの挑戦を表明し、「2050年 ゼロカーボンシティ」の実現に向け取り組んでいるとともに、第5期山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においても、本市の事務事業に係る温室効果ガス排出量51%削減（2013年度比）に取り組んでおり、その取組の一つとして、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を進めている。市有施設への太陽光発電設備の導入については、政府が掲げる目標（2030年度までに設置可能な建築物等への設置率50%）達成に向けて取り組んでいかなければならないことから、市有施設への太陽光発電設備の導入可能性について調査を行い、効率的な太陽光発電設備導入に係る基礎資料とすることを目的とする。

事業者の選定にあたっては、価格のみでなく、対象施設の調査・選定方法の妥当性や、調査の実施体制等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により提案を求め、契約の相手となる候補者を選定する。

## 2 委託業務

### （1）業務名

山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務

### （2）業務内容

別紙「山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### （3）履行期間

契約締結日から令和6年12月27日（金）までとする。

### （4）委託金額

上限金額は10,699,700円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 3 提案を求めるもの

上記「2 委託業務」山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務についての企画提案を求める。

## 4 参加資格

当該業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する者は、以下の要件を全て満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第12条第1項第5号に該当する者ではないこと。
- (4) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名

簿に登載されている者にあっては、市の指名停止期間中でないこと。なお、現在競争入札参加資格者名簿に登載されていない者も企画提案書等を提出することができるが、委託契約を締結するまでの間に登録すること。

- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていること。
- (6) 税の滞納がないこと。
- (7) 地方公共団体が発注した同種業務を、平成 26 年度以降（過去 10 年間）に受注し、かつ、履行した実績を有していること。支店又は事業所等での参加の場合は、本店又は他支店等において同種業務を受注及び履行した実績を有している場合も可とする（本店又は支店等の当該実績に基づくノウハウ、知識・経験を本プロポーザルに参加する支店又は事業所等において共有可能な場合に限る。）。なお、同種業務とは、地方公共団体が発注した公共施設の太陽光発電設備導入調査業務とする。

## 5 実施スケジュール

内 容	日 時
公募開始及び質問の受付開始	令和 6 年 5 月 30 日（木）
質問の受付期限	令和 6 年 6 月 4 日（火）午後 5 時
質問に関する回答	令和 6 年 6 月 12 日（水）
参加申込受付期限	令和 6 年 6 月 14 日（金）午後 5 時
参加要件適格確認結果の通知	令和 6 年 6 月 18 日（火）
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 6 月 21 日（金）午後 5 時
書類審査結果の通知	令和 6 年 6 月 27 日（木）
審査委員会の開催	令和 6 年 7 月 2 日（火）
審査結果の通知	令和 6 年 7 月 上旬
契約締結	令和 6 年 7 月 中旬

## 6 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来る質問、評価基準及び他の参加事業者に関する質問は受け付けない。

なお、質問回答書をもって、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

### (1) 受付期間

令和 6 年 5 月 30 日（木）から 6 月 4 日（火）午後 5 時まで

### (2) 質問方法

質問書（様式 1）を使用し、電子メールにより提出すること。なお、提出を受理した場合には、事務局より受理した旨の電子メールを返信する。

### (3) 質問先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

山形市環境部環境課地球温暖化対策係

TEL : 023-641-1212（内線 679）

E-mail : kankyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

※メールの件名は「(質問) 山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務」とすること。

(4) 回答日時

令和6年6月12日（水）

(5) 回答方法

市公式ホームページに掲載

## 7 参加申込及び参加要件の適格性の確認

(1) 申込期限

令和6年6月14日（金）午後5時まで

(2) 申込方法

提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要及び業務実績書（様式3）

ウ 誓約書（様式4）

エ 秘密保持誓約書（様式5）

オ 直近3カ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社や事業所がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書の原本

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市環境部環境課地球温暖化対策係

(6) 参加要件適格確認

上記の「(3) 提出書類」で提出された書類を基に審査を行い、参加要件の適格又は不適格の通知を令和6年6月18日（火）までに、申込者へ書面及び電子メールで通知する。なお、参加要件を満たさず不適格となった場合には、本プロポーザルへの参加は認められない。

## 8 企画提案書等の提出

上記「7 参加申込及び参加要件の適格性の確認 (6) 参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出部数

10 部

※ 応募書類のデータ（PDF 形式）を入れた CD-R 又は DVD-R 1 枚を添付すること。

(4) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式 6）

イ 企画提案書（様式 7）

ウ 業務実施体制書（様式 8）

エ 経費見積書（様式 9）

(5) 提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号

山形市環境部環境課地球温暖化対策係

(6) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書は、A4 用紙（両面印刷）とし、様式の番号順に一連のページ番号を付与すること。また、文字サイズは 10.5 ポイント以上とし、できる限り簡易な表現（図表・画像等を含む。）を用いて作成すること。

イ 企画提案書は、「ウ 提案項目」に沿って記載すること。また、「別表 評価基準表」の視点を踏まえ、わかりやすく具体的に記載すること。

ウ 提案項目

項目	記載内容
(①) 業務実施方針	本業務の趣旨・目的を踏まえた的確な業務実施方針を提案すること。
(②) 調査・検討	本市の地域課題及び環境特性等を踏まえた的確な調査・検討手法を提案すること。
(③) 現地調査等	現地調査の手法及び施設抽出の手法について具体的に提案すること。
(④) 事業性の検討	事業性の検証方法や地域の経済・社会にもたらす効果、導入スキーム及び事業採算性の分析手法等について具体的に提案すること。
(⑤) 導入計画（案）	導入計画（案）及び導入対象外施設への展開（案）について、本市が掲げる目標の達成に向けた実現性のある提案をすること。
(⑥) 独創性	参加者のノウハウや知識・経験、他事例等を活かした提案をすること。ただし、経費見積書に含まない有料オプションなど、別途費用を必要とするものについては受け付けない。

9 審査

山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。また、審査内容は非公開とする。

(1) 失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

ア 提出した書類に虚偽の記載のあるもの

イ 「山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務」の見積り金額に消費税及び地方消費税

を加えた金額が 10,699,700 円を超えるもの

- ウ 期間内に提出書類が提出されなかったもの
- エ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
- オ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの
- カ その他、本実施要領に違反するもの

## (2) 審査の方法

### ア 書類審査

書類審査は、参加事業者が 5 者を超えた場合に実施することとし、参加事業者の中からプレゼンテーション審査に参加できる者（最大 5 者）の選考を目的に、評価基準表に定める評価項目「ア 業務実施能力（業務実施体制の評価）」及び「ウ 価格評価」の合計点数により評価を行う。

書類審査結果については、書類審査の実施の有無に関わらず、令和 6 年 6 月 27 日（木）までに電子メールで通知する。（プレゼンテーション審査参加事業者には、時間及び場所等の詳細も併せて通知する。）

### イ プrezentation

#### (1) 概要

令和 6 年 7 月 2 日（火）に開催する審査委員会において、「8 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行うこと。

#### (1) 説明要領

- ・参加できる人数は 3 名以内とし、説明は原則当該業務の担当者が行うこと。
- ・時間は 20 分以内（説明 10 分、質疑応答 10 分）とする。
- ・順番は、申込順とする。
- ・プロジェクター、スクリーン、ポインターは市が準備する。その他 PC 等の必要機材は提案者が準備すること。
- ・提出書類は、事前に市が審査委員に配付する。なお、プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ・他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

## (3) 審査結果

ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位 1 者を、契約交渉順位第 1 位の候補者（以下「優先交渉権者」という。）として選定し、2 番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第 2 位の候補者（以下「次点の交渉権者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が 2 者以上いるときは、「別表 評価基準表」の「企画提案の内容」の評価点が高い者を上位とする。

イ 各審査委員の評価点の合計得点の 6 割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。

ウ 上記「8 企画提案書等の提出」の提出者が 1 者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の 6 割以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

エ 審査の結果は文書により通知し、市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

才 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

## 10 本プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式10）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加事業者が負うものとする。
- (5) 提案図書の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、当該業務の実施にあたり、市が必要と認めるときは、参加事業者から承諾を得たうえで、提案図書の全部又は一部を市が無償で使用できるものとする。
- (6) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (7) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (8) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。（市が修正等を求める場合を除く。）
- (9) 本プロポーザルに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (10) 選定された参加事業者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。

## 11 契約に関する基本事項

- (1) 優先交渉権者との協議が不調となったと市が判断した場合は、優先交渉権者との交渉を終了し、次点の交渉権者を繰り上げ、協議を行う。
- (2) 契約の締結  
優先交渉権者と当該業務についての協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。  
なお、次点の交渉権者を繰り上げた場合も同様とする。
- (3) 委託料の支払方法  
完了払いとする。

## 12 その他

本プロポーザルに係る提出書類については全て押印不要とする。

## 山形市市有施設への太陽光発電設備導入調査業務 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目	評価の参考	評価の視点	配点	
ア 業務実施能力 (業務実施体制の評価)	(7) 業務実績 会社概要及び 業務実績書 (様式 3)	・同種業務の実績はあるか。 ・本業務における調査対象施設数と同程度の規模以上の同種業務の実績はあるか。 ・積雪寒冷地域での実績はあるか。	15	
	(8) 業務実施体制等 業務実施体制書 (様式 8)	・役割や責任を明確にし、効率的に本業務を遂行できる実施体制となっているか。	10	
	(9) スケジュール 企画提案書 (様式 7)	・本業務を遂行できる計画的なスケジュールとなっているか。	10	
	小 計			35
イ 業務実施方針 及び手法 (業務 提案の評価)	(7) 業務実施 方針 企画提案書 (様式 7)	・本業務の趣旨・目的を正しく理解しているか。	5	
	(8) 調査・検討 企画提案書 (様式 7)	・調査・検討内容が本市の地域課題及び環境特性等を踏まえたものとなっているか。 ・施設抽出の手法が的確か。	5	
	(9) 現地調査 等 企画提案書 (様式 7)	・現地調査の手法が的確か。 ・施設抽出の手法が的確か。	10	
	(10) 事業性の 検討 企画提案書 (様式 7)	・事業性の検討が具体的で本市の状況を踏まえた実現性があるか(他市町村の事例や実績に基づいたものか)。 ・太陽光発電設備を導入することで地域の経済・社会にもたらす効果が期待できる有効な提案となっているか。 ・導入スキーム及び事業採算性の評価方法が的確か。	15	
	(11) 導入計画 (案) 企画提案書 (様式 7)	・本市が掲げる目標の達成に向けて、実現性のある計画となっているか。 ・目標達成に十分な調査施設数となっているか。	15	
	(12) 独創性 企画提案書 (様式 7)	・上記のほか、仕様書に記載のない有用な提案があり、優れている場合に優位に評価する。	15	
	小 計			65
ウ 価格評価	(7) 算出根拠 経費見積書 (様式 9)	・算出根拠が明確に示されており、妥当な金額か。	10	
	(8) 価格 経費見積書 (様式 9)	※全提案者中の最低見積価格を提案者の見積価格で除した額に配点を乗じて得た点数とする。	15	
	小 計			25
合 計			125	